

福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）第6条第2項の規定により、ふれあいランド岩手の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 体育施設の個人利用料金

区 分	単 位		児童、生徒及び学生	一 般
プール	普通使用	1回につき	円 240	円 460
		回数使用		
		5回につき		2,200
		11回につき		4,400
体育館	1回につき		60	110
トレーニングルーム	普通使用	1回1時間までごとに	170	350
		回数使用		
		5回につき		1,600
		11回につき		3,300
陸上競技場	1回につき		60	110
アーチェリー場	1時間までごとに		60	110

2 体育施設の貸切利用料金

(1) プール

区 分		単 位	10時から	13時から	17時から	10時から	13時から	10時から
			12時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで
全面使用	児童、生徒及び学生		円 9,270	円 18,540	円 23,180	円 27,820	円 41,730	円 51,010
		1時間までごとに	5,220	5,220	6,520			
	一般		18,540	37,090	46,370	55,640	83,460	102,000
		1時間までごとに	10,440	10,440	13,060			
区分使用（ 1コース）	児童、生徒及び学 生		1,560	3,140	3,880	4,700	7,020	8,570
		1時間までごとに	870	870	1,090			
	一般		3,140	6,260	7,760	9,390	14,030	17,150
		1時間までごとに	1,760	1,760	2,180			

備考1 10時前に使用する場合は、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、10時前のときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに全面使用する場合における利用料金の額は、10時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに区分使用（1コース）する場合における利用料金の額は、10

時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

(2) プール以外の施設

区 分			単 位	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
体育館	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
				1,680	2,200	2,780	3,880	4,980	6,670
		1時間までごとに	620	620	780				
		一般		3,360	4,400	5,570	7,760	9,970	13,320
	1時間までごとに		1,230	1,230	1,560				
	区分使用 (半面)	児童、生徒 及び学生		870	1,100	1,390	1,970	2,490	3,360
			1時間までごとに	300	300	390			
		一般		1,740	2,200	2,780	3,940	4,980	6,720
			1時間までごとに	620	620	780			
	区分使用 (4分の 1面)	児童、生徒 及び学生		460	570	690	1,050	1,280	1,740
			1時間までごとに	160	160	190			
		一般		920	1,160	1,390	2,080	2,540	3,480
1時間までごとに			320	320	390				
第1卓球 室	全面使用	児童、生徒 及び学生		1,560	2,080	2,610	3,650	4,700	6,260
			一般	3,140	4,170	5,210	7,300	9,390	12,520
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1台ごとに170円					
			一般		1時間までごとに1台ごとに350円				
第2卓球 室	児童、生徒及び学生			1時間までごとに300円					
	一般			1時間までごとに570円					
陸上競技 場	児童、生徒及び学生		円	円	円	円	円	円	
			1,280	1,680	1,680	2,950	3,360	4,640	
		1時間までごとに	470	470	470				
		一般		2,540	3,360	3,360	5,920	6,720	9,270
1時間までごとに	940		940	940					
テニスコ ート	全面使用	児童、生徒 及び学生		6,250	8,350	8,350	14,610	16,700	22,960
			一般	12,520	16,700	16,700	29,210	33,390	45,900
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1面ごとに520円					
			一般		1時間までごとに1面ごとに1,050円				
ゲートボ ール場	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
				1,390	1,860	1,860	3,250	3,710	5,100
	一般	2,780	3,710	3,710	6,490	7,430	10,210		
区分使用	児童、生徒		1時間までごとに1面ごとに240円						

	及び学生							
	一般		1時間までごとに1面ごとに460円					
アーチェリー場	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
			690	920	920	1,620	1,860	2,540
	一般	1時間までごとに	250	250	250			
			1,390	1,860	1,860	3,250	3,710	5,100
		1時間までごとに	520	520	520			

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を全面使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（半面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

4 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（4分の1面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

5 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに陸上競技場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

6 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとにアーチェリー場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 会議室等の貸切利用料金

区 分	9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで
第1会議室	円 1,510	円 1,970	円 2,540	円 3,480	円 4,520	円 6,030
第2会議室	1,510	1,970	2,540	3,480	4,520	6,030
第1教養室	1,280	1,740	2,200	3,010	3,940	5,210
第2教養室	920	1,160	1,510	2,080	2,670	3,600
第1研修室	1,390	1,860	2,320	3,250	4,170	5,570
第2研修室	1,740	2,200	2,780	3,940	4,980	6,720
第3研修室	1,740	2,200	2,780	3,940	4,980	6,720
創作室	1,390	1,740	2,200	3,140	3,940	5,320
陶芸室	1,620	2,200	2,780	3,830	4,980	6,600
音楽室	1,740	2,320	2,890	4,060	5,210	6,950
調理実習室	2,080	2,670	3,360	4,750	6,030	8,110
子ども広場	1,510	1,970	2,540	3,480	4,520	6,030

備考 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その

超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
入場料等を徴収しない場合		円 3,480	円 4,640	円 5,800	円 8,110	円 10,430	円 13,920
入場料等を徴 収する場合	興行として行うものでない場合	5,210	6,950	8,690	12,180	15,640	20,860
	興行として行うものである場合	10,430	13,920	17,390	24,340	31,310	41,730

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
屋外照明設備	テニスコート	全面使用	実費を基準として知事が定める額
		区分使用	
	アーチェリー場	貸切使用	
ふれあいホール	照明設備		円 910
	音響設備		1式1時間までごとに 640
	グランドピアノ		1式1時間までごとに 1,030

2 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日